

全教職員、学生 各位

「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」（5月15日から5月31日まで）
における本学の取組について

福島県内における急激な感染拡大を受けて、県は令和3年5月14日に「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を発令しました。これを踏まえ、本学では下記の取組について、特に気を引き締めて対応していくこととします。

全ての教職員、学生においては、県における医療の最後の砦の一員であるという高い認識のもと、マスクの着用や手洗いの励行、3密の回避といった基本的な感染対策の徹底に努めるようお願いします。

記

- 1 地域を問わず不要不急の外出を自粛すること。
ただし、会議等でやむを得ず県外などへ出張しなければならない場合は、その可否について所属長の判断を仰ぎ、移動後は2週間の行動履歴を記録すること。
- 2 外出にあたっては、移動先の感染状況等を確認し、細心の注意を払った上で慎重に行動するとともに、スマートフォン利用者については、必ず「接触確認アプリ（略称：CO
COA）」を利用し、感染拡大リスクを最小限とすること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- 3 飲食は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行うこととし、感染対策が徹底されていない飲食店や県からの営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用は控えること。
- 4 健康ダイアリーにより毎日の健康観察を行うこととし、発熱や上気道炎等の体調変化があった場合は自宅で療養すること。万が一、感染が疑われる場合や接触確認アプリで接触可能性の通知があった場合は、所属長及び受診・相談センターに連絡するなど適切に対応すること。
- 5 業務に支障のない範囲で、時差出勤・在宅勤務等を活用し、職員同士が接触する機会を可能な限り低減するよう努めること。（別途発出の所属長あての通知を参照のこと。）
- 6 各所属における学内での会議や委員会等は、職員同士の接触を低減する観点から、書面やメール等による開催への切替を積極的に進めること。
- 7 学生については、学部や学年ごとに発出された通知等に従い慎重な行動をとること。

令和3年5月18日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 竹之下 誠一